

## 高石市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日  
高石市長  
高石市議会議長  
高石市選挙管理委員会  
高石市代表監査委員  
高石市公平委員会  
高石市農業委員会  
高石市固定資産評価審査委員会  
高石市水道事業管理者  
高石市教育委員会

高石市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、高石市長、高石市議会議長、高石市選挙管理委員会、高石市代表監査委員、高石市公平委員会、高石市農業委員会、高石市固定資産評価審査委員会、高石市水道事業管理者及び高石市教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 月から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、市長部局、市議会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市公平委員会事務局、市農業委員会事務局、市固定資産評価審査委員会、市水道事業部局及び市教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、市長部局、市議会事務局、市選挙管理委員会事務局、

市監査委員事務局、市公平委員会事務局、市農業委員会事務局、市固定資産評価審査委員会、市水道事業部局及び市教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【目標Ⅰ】

平成32年度までに、職員採用試験における女性の受験者を平成27年度実績より10人以上引き上げ、受験者総数に占める女性割合を35%以上にする。

(平成27年度実績 女性受験者数 34人、女性割合 30%)

#### 【目標Ⅱ】

平成32年度までに、事務職における係長相当職以上の女性職員数を平成27年度実績より5人以上引き上げ、事務職における係長相当職以上に占める女性職員の割合を15%以上にする。

(平成27年度実績 女性職員数 18人、女性割合 12%)

#### 【目標Ⅲ】

平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上にする。

(平成27年度実績 取得割合 60%)

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び

#### 実施時期

2. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、市長部局、市議会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市公平委員会事務局、市農業委員会事務局、市固定資

産評価審査委員会、市水道事業部局及び市教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【目標Ⅰ】

平成32年度までに、職員採用試験における女性の受験者を平成27年度実績より10人以上引き上げ、受験者総数に占める女性割合を35%以上にする。

(平成27年度実績 女性受験者数 34人、女性割合 30%)

#### 【取組内容】

平成28年度より、より多くの優秀な女性が職員採用試験を受験するよう大学を訪問するなど、積極的に誘致活動を行う。

#### 【目標Ⅱ】

平成32年度までに、事務職における係長相当職以上の女性職員数を平成27年度実績より5人以上引き上げ、事務職における係長相当職以上に占める女性職員の割合を15%以上にする。

(平成27年度実績 女性職員数 18人、女性割合 12%)

#### 【取組内容】

- ① 平成28年度より、育児休業を取得中の職員についても、本市が実施する職員研修について情報提供を行い、本人の希望により出席を可能とする。
- ② 平成28年度より、女性職員を対象に今後のキャリア形成を育成する研修を実施する。

#### 【目標Ⅲ】

平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上にする。

(平成27年度実績 取得割合 60%)

#### 【取組内容】

平成28年度より、職員の妊娠・出産・育児に係る支援制度に関する手引きを作成し、該当する男性職員にのみ情報発信をするのではなく、全男性職員に情報発信を行う。